

商法・会社法会計と法人税法会計との関係について - 確定決算基準の今日的意義 -

西 森 亮 太

A Consideration on the Relationship between Accounting of Commercial and Company Law and Corporate Tax Law Accounting : Today's Significance of Approved Accounts Basis

Ryota Nishimori

1. 研究の背景と目的

本論文は、日本における商法・会社法会計と法人税法会計¹との関係について、確定決算基準のあり方をめぐって考察するものである。確定決算基準とは、確定決算主義や確定決算基準主義ともいわれ、株主総会（会計監査人設置会社の場合は取締役会）が承認して確定した決算を基に、法人の課税所得を算出し法人税を申告する仕組みをいう。確定した決算を基に法人の課税所得を算出するとは、商法・会社法会計や金融商品取引法会計²から算出された企業利益を基準に、法人税法会計において課税所得計算を行うことである。よって確定決算基準は、商法・会社法会計と法人税法会計、金融商品取引法会計と法人税法会計、各々を結び付ける媒介としての役割を果たしており、トライアングル体制³の確立において核となるといえる。

しかしながらトライアングル体制は、会計制度の国際的統一化・調和化による、会計グローバル化の影響により、大きな変容を余儀なくされている。つまり、会社法会計ではなく金融商品取引法会計優位の制度となり、会計制度が、投資家を対象とした「カネ」や「モノ」に関する情報提供を重視するようになってきたのである⁴。このようなトライアングル体制の変容に伴い、投資家情報重視の連結会計や会社法会計と法人税法会計との分離をもたらす税効果会計の導入等により、確定決算基準の見直しや批判もなされるようになった。また「近年、会計基準と会社計算規則が接近し、また、会計基準について国際的なコンバージェンスが強調されるのに従って、税法との調整に関心が失われるようになってきている」⁵との指摘もある。

だが果たして、確定決算基準は見直し、さらには廃止すべき対象なのであろうか。投資家に対する情報提供機能を重視した金融商品取引法会計優位の現代の会計制度自体を見直すならば、むしろ確定決算基準に今日的意義を見出すことが可能ではないか。

そこで本論文では、まずは導入論点として、確定決算基準とはなにかについて改めて確認する。続いて先行研究を踏まえながら、確定決算基準をめぐる肯定、否定双方による議論を整理する。そして最後

に、確定決算基準についての私見を述べて、確定決算基準を通して、商法・会社法会計と法人税法会計との関係について論じ、本論文の結びとしたいと思う。

2. 確定決算基準について

確定決算基準の法的根拠は、法人税法74条、法人税法2条25号に見出すことができる。各々の条文規定は下記の通りである（一部省略）。

<法人税法74条>

内国法人は、各事業年度終了の日の翌日から2月以内に、税務署長に対し、確定した決算に基づき次に掲げる事項を記載した申告書を提出しなければならない。

- 一 当該事業年度の課税標準である所得の金額又は欠損金額
- 二 前号に掲げる所得の金額につき前節（税額の計算）の規定を適用して計算した法人税の額

<法人税法2条25号>

二十五 損金経理 法人がその確定した決算において費用又は損失として経理することをいう。

以上が確定決算基準の法人税法上の根拠規定である。とりわけ、法人税法2条25号の損金経理についての損金経理要件をさらに詳しくみていきたい。

損金経理要件とは、確定決算基準において「法人が確定した決算において費用または損失として特に経理処理をしているものでなければ、課税所得の金額の計算において損金の額に算入することができな」としている⁶ものである。損金とは、具体的には売上原価、完成品原価等の原価、販売費および一般管理費をいう。費用、損失の損金に対して収益の計上は益金という。損金および益金による確定決算基準の手続きの流れを示したのが、下記の図表である。

図表 確定決算基準の流れ

- | |
|--|
| <p>① 「当期純利益」 - 「益金不算入額」 + 「益金算入額」 + 「損金不算入額」 - 「損金算入額」
= 「課税所得金額」</p> <p>② 「課税所得金額」 × 税率 = 「算出法人税額」</p> <p>③ 「算出法人税額」 - 「税額控除額」 = 「納付法人税額」</p> |
|--|

（出所）山下（2020）220 ページ「図表 6-5 法人税の納付税額のプロセス」を基に筆者作成。

さらに図表の補足説明として「決算調整」と「申告調整」がある。「決算調整」とは、確定決算での処理を要し、損金経理しなければ損金算入が認められないものである。例として、減価償却資産の減価償却費や圧縮記帳等が挙げられる。一方「申告調整」とは、法人税申告書別表四での加算・減算処理を要するものであり、申告書で調整すれば認められる「任意的調整事項」と申告書で必ず調整しなければならない「必要的調整事項」に区分される。「任意的調整事項」として、受取配当等益金不算入や所得税および外国法人税額の控除等が挙げられ、「必要的調整事項」としては、寄附金の損金不算入や交際費等の損金不算入等が例として挙げられる。

3. 確定決算基準をめぐる議論

3.1 確定決算基準の長所と短所

まず、確定決算基準を是とするか、否とするかの議論に入る前に、矢内一好による、確定決算基準の「長所と短所」について触れておきたい⁷。

確定決算基準の「長所」としては、①課税の安定性（大部分は、会社決算の通りで修正されないという意味）、②課税の便宜性（税法は最小限の所得計算規定を規定すれば済むという意味）、③税収の確保、の3点が挙げられている。

一方、確定決算基準の「短所」としては、法人税法会計による会社法会計、もしくは金融商品取引法会計に対する逆基準性の問題が挙げられる。具体的には、減価償却費の計上や引当金の繰入等について、法人税法会計上の処理に会社法会計上の処理を合わせることをいう。言い換えれば「損金経理要件は、企業会計に税法の逆基準性をもたらす」⁸といえるのである。

3.2 確定決算基準に対する批判

確定決算基準に対する批判としては、田中弘による「確定決算主義における六つの大罪」⁹がある。「六つの大罪」とは、下記の通りとなる¹⁰。

- ①税収の減少を招く（税収確保の困難）
- ②無駄遣いしたほうがアメをもらえる（不公平感の増幅）
- ③努力する者が報われない（労働意欲の喪失）
- ④社会的損失を招く（社会的損失）
- ⑤粉飾決算を誘導する（粉飾経理への誘導）
- ⑥闇の世界へ資金を供給する（闇の世界への資金供給）

上記のうち①について、「確定決算主義の弊害の一つは、景気の動向によって税収が大きく振れることである。とくに、最近のように景気が後退する時期は税収の落ち込みが大きく、国家や地方自治体の財政に支障が出る。この欠陥は、バブル崩壊後に顕在化してきた」¹¹と田中は批判し、「税収の確保」を確定決算基準の「長所」と捉える矢内とは、対照的な評価となっている。

②については「わが国の場合、企業決算があまり正直に行われているとはいいがたく、しかも、脱税と節税との区別があいまいともいわれ、正直な決算・正直な納税をしている企業・者からみると、赤字決算をしている企業が本当に赤字企業なのかどうかさえ疑わしい。黒字を報告した企業・個人だけが税を負担し、その税で国や地方自治体が維持され、そのサービスは税を負担しない赤字企業（本当に赤字かどうか不明な）も受益するというのは、税を負担する企業や個人からみると不合理であり、不公平感を増幅させる。」¹²と論じている。

以下、③、④、⑤、⑥に関しても確定決算基準のデメリットであると指摘し、⑥については「脱税という犯罪に終わらず、裏金でつぎの犯罪を引き起こす」¹³といった辛辣な批判をしている。

つまり田中は、確定決算基準は「国民に、「納めるべき税の額は自分で決められる」といった、間違った認識を広く植え付けてしまったこと」¹⁴が問題であると述べている。

また柳裕治は、確定決算基準に対する批判として、次のように述べている。「わが国税務会計制度における伝統的理解による確定決算主義は、必ずしも法的に根拠づけられたものでもなく、法人税法上の「確定決算」概念が商法（会社法）上の決算を指示するかどうかとも必ずしも明確ではない。また、租税法律主義を最高法原則とする税法の理論的・実践的視点からは、課税所得の計算構造について、伝統

的な商法（会社法）依存の思考からの脱却、すなわち伝統的理解による確定決算主義を廃止し、税法の課税所得計算体系による独立の税務財務諸表を創設することが必要不可欠である¹⁵。そして柳は「近年、企業会計の国際的調和化の観点から、金融商品取引法会計・商法（会社法）会計・税務会計という伝統的なトライアングル体制の見直しが叫ばれている。その議論においては、特に企業会計に影響を及ぼす確定決算主義のあり方が問題とされ、その影響を排除するため、損金経理要件を見直し、申告調整方式の全面採用、確定決算主義の廃止などの方策が主張されている。いわゆる確定決算主義による課税所得計算システムは、必ずしも税法的側面においてもまた制度会計的側面においても論理的・合理的であるとは言い難く、したがって企業会計制度を統一的に構築すべきという見解はそれぞれの法目的・機能を無視したもので、採用することができないのである。したがって、企業会計の国際的調和化を契機に、企業会計の健全な発展のためにも、法的根拠も不明確な伝統的な確定決算主義の理解から脱し、税法の目的・機能に基づく独立した機能主義的な会計システムとして課税所得の計算構造を再構築しなければならない¹⁶と断じている。

柳は、会計グローバル化の流れに則って損金経理要件を見直し、申告調整方式を全面採用することを支持している。ここでいうところの申告調整方式とは、税効果会計である。それでは続いて、確定決算基準に対する対蹠的制度である税効果会計について論じてみたい。

3.3 申告調整方式としての税効果会計

税効果会計について、日本では1998年に「税効果会計に係る会計基準」が制定された。そこでは「我が国に導入された税効果会計の特徴は、資産負債法を採用したことである¹⁷としており、税効果会計が投資家の意思決定に有用であるとされる資産負債アプローチに立つものであることを明記している。

税効果会計においては、会計上の収益と税務上の益金、会計上の費用と税務上の損金との一時的な認識のタイミングの違いから生じる差異を一時差異（Temporary Difference）といい、それについて繰延処理をする。

繰延税金資産、繰延税金負債の各々の求め方は、下記の通りとなる。

- ・繰延税金資産（前払税金）＝将来減算一時差異×法定実効税率
- ・繰延税金負債（未払税金）＝将来加算一時差異×法定実効税率

さらに、会計上の収益と税務上の益金、会計上の費用と税務上の損金との一時的な認識のタイミングの違いではない、永久に解消されることのない差異を永久差異（Permanent Difference）という。永久差異は税効果会計の対象とはならないため、会計処理は必要ない。

税効果会計は、会計グローバル化によって、会計上の損益と税務上の益金・損金の一時差異が著しく拡大していく中で導入されたものである。そこには一時差異によって変動する利益を、投資家の意思決定に有用となるように組み替えるねらいがある。

税効果会計の導入は、前記の通り日本では1998年であるが、米国では1944年に税効果会計導入についての検討がすでになされている。この点からも税効果会計は、企業利益に基づいて法人課税所得を算出する統合型、一体型といわれる確定決算基準に対して、企業会計と税務会計を分離して税務計算を行う、米国そして英国が採用している分離型の申告調整方式の制度であることをあらためて認識することができよう。

以上より、税効果会計はトライアングル体制を支える確定決算基準とは異なり、会計グローバル化に適合するといえる。よって、法人税等の捉え方についても、税効果会計は商法会計的発想に基づく「利益の分配」とは考えず、単なる費用項目の一部としてのみ捉えるのである¹⁸。

3.4 確定決算基準肯定論

以上、税効果会計にも触れて、確定決算基準批判論（廃止論）についてみてきた。これに対して以下、現行の確定決算基準を肯定、許容する見解について検討する。

代表的な論者として品川芳宣を挙げることができる。まず品川は課税所得の計算制度について諸外国との比較を試みている。すなわち「課税所得の計算制度は、一律（一様）ではなく、アメリカ型と日独型に区分し得る。前者の場合には、課税所得計算において申告調整が容易であるため、商事上の利益金額と税務上の所得金額を異にしたいとする納税者（企業）にとっては便宜なものとなろうが、納税者（企業）の恣意的な利益（所得）計算を許すことになる。これに対し、日独型の場合には、課税所得計算における申告調整項目が極めて制限されることになるから、納税者（企業）の利益操作による利益を損なうことにはなるが、利益（所得）計算の真实性や確実性が保障されることになる。したがって、このような両財務諸表のけん連関係を一層強化させていけば、各制度会計間における財務諸表の実質的な統一化と制度会計全体の合理化に寄与することも期待できる」¹⁹とする。品川は課税所得の計算制度について、日本はドイツと同様な性格を有すると捉えている。

続けて品川は確定決算基準について「確定決算上の会計処理と所得金額計算上の損金算入が有機的に結合していることが、確定決算基準の実質的意義である」²⁰と述べている。さらに「確定決算基準については、その機能、メリットが一層発揮できるように運用することが望ましいことになるが、具体的には商事上の利益計算と税務上の所得計算との間で共通している事項については、できる限り会計処理を統一することが望ましいことになる。そうすれば、商事財務諸表と税務財務諸表の有機的結合が一層強化され、両財務諸表制度の実質的な統一化ないし単一化が図られることになる。そして、確定決算基準の機能である便宜性、安定性、真实性、確実性、安定性等が、それによって一層強化されることになる」²¹と論じている。品川は企業会計、会社法会計と法人税法会計との関係が、確定決算基準に基づく統一型、一体型であることこそが、前記の確定決算基準の「長所」を享受できると考えているのである。

そして品川は、会計グローバル化による企業会計、会社法会計と法人税法会計との乖離、すなわちトライアングル体制の変容（崩壊）に鑑みつつ、確定決算基準のメリットとして「企業会計上の利益計算と税法上の所得計算の共通性を高める必要があり、そうなれば、法人税法を複雑化している細かい所得計算規定も不要となる（税制の簡素化に役立つ）から、法人税法22条4項も実質的に機能することになる」²²と述べている。

さらに品川は、確定決算基準の再構築を主張している。その理由として「会計基準の国際化と税法の独自性の強調については、前者においては、中小会計要領の制定等によって国際会計基準（IFRS等）と遮断したボリュームゾーンの会計分野が確立されようとしており、後者においては、企業会計との独自性を強調してきた税制にもそれほどの合理性があるわけでもないことを指摘」²³している。

確定決算基準の再構築に際して品川は、中小会計要領の制定の意義について言及している。

この中小会計要領に基づく中小企業会計の視点から、そして中小零細企業を対象とした税務・会計実務の視点から確定決算基準の堅持を主張したのが、株式会社TKC名誉会長の飯塚真玄である。

飯塚は、何よりも日本商工会議所の運動によって中小会計要領が誕生し、そしてそれに伴い確定決算基準が維持されたと述べている。つまり日本商工会議所は「①IFRSの適用は連結先行。②中小・中堅規模企業はIFRS適用のニーズは低いと考えられ、IFRSに基づく財務諸表作成のための体制整備や準備の負担を考えると、非上場会社へのIFRSの適用は慎重に検討すべきである」²⁴と主張し、連結会計と単体会計との分離である「連単分離」を提案することによって、成果を得ることができたのである。

また飯塚は、中小会計要領は中小指針と異なり「1. 中小企業の経営者が活用しようと思えるよう、

理解しやすく、自社の経営状況の把握に役立つ会計 2. 中小企業の利害関係者（金融機関、取引先、株主等）への情報提供に資する会計 3. 中小企業の実務における会計慣行を十分考慮し、会計と税制の調和を図った上で、会社計算規則に準拠した会計 4. 計算書類等の作成負担は最小限に留め、中小企業に過重な負担を課さない会計」²⁵の4つの実現が可能であると述べ、そのためには確定決算基準が不可欠と訴えている。

4. 考 察

以上の通り、確定決算基準をめぐる双方の立場の議論をみてきた。筆者の見解は、確定決算基準を維持したうえで、商法・会社法会計、金融商品取引法会計、法人税法会計の3者からなるトライアングル体制を再構築すべきであると主張するものである。

確定決算基準肯定論についてであるが、そこで提起されたように、中小企業会計（中小会計要領）の制定に伴う会計制度の二元化によって、中小企業会計の領域においては従来の取得原価評価に基づいた、債権者や株主等の利害調整機能を重視した分配志向の会計制度の継続・維持を図ることが望ましいと思われる。公正価値評価（時価評価）ではなく、取得原価評価に基づくのであるから、確定決算基準の適用が無理なく図られることになる。

しかし、確定決算基準は中小零細企業のみを対象とし、大会社は対象外と区分するのは適当ではない。なぜならば従来の商法会計優位の分配志向の会計制度は、中小零細企業のみならず大会社にも該当するからである。つまり規模の大小を問わず、企業を取り巻く利害関係者は、経営者や株主のみならず労働者、消費者、政府・自治体、地域社会等々多様なステークホルダーによって構成されているのである。よって「分配会計は、株主への配当を意味するだけではなく、従業員への給付や政府・自治体への税金等を含めて会社の利害関係者への分配にも関わるものである」²⁶と理解するならば、商法・会社法会計と法人税法会計とが一体として機能することが重要であるので、確定決算基準の今日的意義を大いに見出すことができるのではないだろうか。

他方、確定決算基準に対する批判についての反論を試みたい。まず、田中弘による「六つの大罪」に対してである。そもそも確定決算基準とは、申告納税方式（確定申告）という「納税者の権利」行使の一環として捉えることが可能である。自動車税や固定資産税等の賦課課税方式と異なり、法人税は所得税や相続税等と同様、納税者自身が納付税額を算出して申告することができる権利なのである²⁷。

このように「納税者の権利」として確定決算基準を捉える場合、前記の「六つの大罪」は「六つの権利」になるかもしれないという検討の余地があるものと思われる。田中が確定決算基準の問題点として指摘している「納めるべき税の額は自分で決められる」²⁸ことこそが、まさに日本国憲法が保障する「納税者の権利」²⁹なのである。

次に税効果会計についてである。分配志向の会計の視点からすれば、繰延税金資産は計上が義務付けられているにも関わらず、分配規制を課していないという点に問題があるように思われる。この点に関連して、五十嵐邦正はドイツとの比較を通して分析を行っている。すなわち「債権者保護の見地を重視するドイツ商法は、資産及び負債を厳密に捉えるのが特徴であるけれども、わが国の会社法ではそのような資産性及び負債性の問題は税効果会計制度導入時点からほとんど議論されていない。この点はやはり問題を含む」³⁰。「借方繰延税金を計上したときには一定の分配規制が旧商法と同様に改正商法にもある。わが国では分配規定はない。この点は両者の大きな違いである。繰延税金資産の計上を前提とするわが国では、その回収可能性の判断を会計監査人の判断に委ねるよりは、むしろ明文規定を設けての

れん等調整額のなかにそれを含め分配規制すべきであろう」³¹と論じており、まさに当を得ていると言わざるを得ない。

この点について米国は、確定決算基準ではなく税効果会計を連邦法人所得税の課税所得計算において採用しているが、これに対する見直しがしばしば提起されている。例えば、1986年の税制改革法（Tax Reform Act of 1986）成立に伴う、最低限度額の税負担を求める「代替ミニマムタックス（alternative Minimum Tax）」の導入や、エンロン事件をきっかけとした税効果会計の見直しの提案がなされている。エンロン社は破綻前、企業会計上の利益は多額であったにも関わらず、法人税法上の課税所得を少なく算出して、連邦法人所得税をほとんど支払っていなかったのである。つまり、税効果会計による会計利益と課税所得との分離が「会計利益を水増しし、かつ、課税所得（taxable earnings）を少なくする動機づけを企業に与えている」³²との批判が、エンロン事件等を契機として繰り返行われている。

5. 結 び

本論文では、確定決算基準の検討を通して、商法・会社法会計と法人税法会計との関係について考察を行った。まず確定決算基準についてであるが、法的側面として前記の通り「納税者の権利」の行使の一環であり、よって申告納税制度にとって欠かすことができない仕組みであるといえよう。

また会計制度としてみた場合、分配志向の会計（分配会計）の重要性に鑑みれば、確定決算基準は商法・会社法会計と法人税法会計との結節点として今日的意義があると思われる。繰り返しになるが確定決算基準は、中小企業会計の確立による会計制度の二元化（複線化）対応は言うまでもなく、マルチステークホルダーの視点に立った会社法会計の検討においても、企業規模の大小に関わらず重要になってくるのである。つまり、商法・会社法会計と法人税法会計との関係の連携を念頭においた「分配会計の再構築」³³が、会計グローバル化が席卷している今こそ求められているのではないだろうか。具体的には金融商品取引法会計優位の現況において「換骨奪胎」状態となった日本の会社法会計に付加価値計算を組み込み、企業を取り巻くマルチステークホルダーに資する会計制度としての再設計等がさしあたり考えられる。この点は今後の研究課題としたいが、会計ビッグバン以降、影響力が強まった会計グローバル化の対抗軸になり得る会計制度の確立こそが、焦眉の急であることは言うまでもない。

¹ 富岡幸雄は、税務会計（Tax Accounting）の部門別区分として、課税所得金額を計算する「所得税務会計」、課税財産価額を計算する「財産税務会計」、課税消費価額を計算する「消費税務会計」の3つに大きく区分し、「所得税務会計」をさらに、法人税法に対応する「法人所得税務会計」と、所得税法に対応する「個人所得税務会計」に分類する。富岡（1993）5ページ参照。本論文で取り上げる法人税法会計は、富岡の分類で見れば、法人所得税務会計に該当する。

² 2006年6月に「証券取引法等の一部を改正する法律」が成立し、証券取引法が金融商品取引法へと改められ、2007年9月に金融商品取引法が施行された。それに伴い、会計制度も証券取引法会計から金融商品取引法会計へと変わったのである。

³ トライアングル体制とは、商法・会社法会計、金融商品取引法会計、法人税法会計の3者によって構成される会計規制の体系のことである。

⁴ 商法優位から金融商品取引法優位の会計制度への変容を批判的に考察した論考として、西森（2019）参照。また、トライアングル体制について野中郁江は「国際的会計基準の受け入れや商法改正にともなって、整合的に「解釈したり」、

- 「説明する」ことは一層困難となった。これを「トライアングル体制からの離脱」と表現するにしろ、しないにしろ、企業会計原則がその設定の目的としていた社会的な会計秩序が崩壊しつつあることは指摘できる」と論じている。野中（2005）23ページ。
- ⁵ 秋峯（2012）7ページ。
- ⁶ 酒井（2016）128ページ。
- ⁷ 矢内（2020）27-28ページ参照。
- ⁸ 堺（2015）60ページ。
- ⁹ 田中（2001）177-196ページ参照。
- ¹⁰ 田中（2001）180-192ページ。
- ¹¹ 田中（2001）182ページ。
- ¹² 田中（2001）184-185ページ。
- ¹³ 田中（2001）192ページ。
- ¹⁴ 田中（2001）192ページ。
- ¹⁵ 柳（2011）322ページ。
- ¹⁶ 柳（2011）323ページ。
- ¹⁷ 山田（2000）281ページ。資産負債法は資産・負債アプローチであり、財務会計上の資産・負債と税務会計上の資産・負債の差異を一時差異（Temporary Difference）として捉える。国際会計基準（IFRS）は資産負債法を採用している。ちなみに資産負債法に対して繰延法がある。繰延法は収益・費用アプローチである。繰延法は期間差異（Timing Difference）発生年度における税効果を重視する。
- ¹⁸ 山田（2000）280ページ参照。
- ¹⁹ 品川（2013）123ページ。
- ²⁰ 品川（2013）125ページ。
- ²¹ 品川（2013）127ページ。
- ²² 品川（2013）137ページ。ちなみに法人税法22条4項は「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準」（いわゆる「公正処理基準」）について規定されている。
- ²³ 品川（2013）137-138ページ。
- ²⁴ 飯塚（2020）333ページ。
- ²⁵ 飯塚（2020）344ページ。
- ²⁶ 小栗（2020）20ページ。
- ²⁷ 税務・会計実務に長年携わってきた浦野広明は「申告納税制度は、法律上の大原則である自己決定権の税金面での表現ともいえる」と述べている。浦野（1998）44ページ。
- ²⁸ 田中（2001）192ページ。
- ²⁹ 北野弘久は「日本国憲法自身は租税を直接的に定義した規定をもっていない。しかし、憲法三〇条、八四条において「税」という概念を使用している」ことを捉え、租税の法的概念を憲法に求めている。北野（1981）16ページ参照。
- ³⁰ 五十嵐（2014）40ページ。
- ³¹ 五十嵐（2014）40ページ。
- ³² 坂本（2011）471ページ。また坂本は、米国の「中小企業の実務では「会計利益と課税所得の乖離」を回避する実務的な仕組みが定着していることに留意が必要である」と付言している。坂本（2011）472ページ。
- ³³ 小栗（2020）20ページ。統合報告との関係で付加価値計算書の再考を試みるものとして、Haller, Staden（2014）参照。

引用・参考文献

- 秋峯晴男（2012）「確定決算基準の現状と課題（2・完）」『山梨学院大学現代ビジネス研究』, 5, 3-20ページ。
- 飯塚真玄（2020）「かくして「中小会計要領」は誕生した－日本商工会議所の決断により、確定決算主義は堅持された」河崎照行編『会計研究の挑戦－理論と制度における「知」の融合』中央経済社。
- 五十嵐邦正（2014）『会計制度改革の視座』千倉書房。
- 浦野晴夫（1994）『確定決算基準会計－日・米・独の確定決算基準主義と国際会計基準の新たな視点』税務経理協会。

- 浦野晴夫 (1996) 『会計原則と確定決算基準主義－減価償却・国際会計基準・棚卸資産評価・逆基準性』 森山書店。
- 浦野広明 (1998) 『納税者の権利と法』 新日本出版社。
- 小栗崇資 (2020) 「連結会計・単体会計の分離の歴史と構造」『駒澤大学経済学論集』, 51 (3), 3-21ページ。
- 北野弘久 (1981) 『納税者の権利』 岩波書店。
- 黒川行治 (2017) 『会計と社会－公共会計学論考』 慶應義塾大学出版会。
- 久保田秀樹 (2014) 『ドイツ商法現代化と税務会計』 森山書店。
- 堺貴晴 (2015) 「確定決算主義を前提とした中小企業会計の構築」『中小企業会計研究』, 創刊号, 53-80ページ。
- 坂本孝司 (2011) 『会計制度の解明－ドイツとの比較による日本のグランドデザイン』 中央経済社。
- 酒井克彦 (2016) 『プログレッシブ税務会計論Ⅱ－収益費用と益金損金の関係』 中央経済社。
- 品川芳宣 (2013) 『中小企業の会計と税務－中小会計要領の制定の背景と運用方法』 大蔵財務協会。
- 末永英男 (2016) 『法人税法会計論 第8版』 中央経済社。
- 鈴木一水 (2017) 『税効果会計入門』 同文館出版。
- 高沢修一 (2017) 『法人税法会計論 第3版』 森山書店。
- 武田昌輔 (2009) 『法人税回顧六〇年－企業会計との関係を検証する』 TKC出版。
- 田中里美 (2017) 『会計制度と法人税制－課税の公平から見た会計の役割についての研究』 唯学書房。
- 田中弘 (2001) 『会計学の座標軸』 税務経理協会。
- 富岡幸雄 (1993) 『税務会計論講義』 中央経済社。
- 長久保如玄 (1998) 『制度会計学の基本問題』 森山書店。
- 西森亮太 (2019) 「商法・会社法会計と金融商品取引法会計との関係についての批判的考察－商法改正およびトリアングル体制の変容を通して」『商学研究』, 13, 1-18。
- 野中郁江 (2005) 『現代会計制度の構図』 大月書店。
- 矢内一好 (2020) 『税務会計基礎概念史』 中央経済社。
- 柳裕治 (2011) 「税務会計研究における確定決算主義」安藤英義・古賀智敏・田中建二『体系現代会計学第5巻 企業会計と法制度』 中央経済社。
- 山下壽文 (2020) 『戦後税制改革とシャープ勧告－シャープ税制施行70周年を顧みて』 同文館出版。
- 山田浩一 (2000) 「税効果会計の導入と確定決算主義」若杉明編『コーポレート・ガバナンスと企業会計』 ビジネス教育出版社。
- Haller, A. and Staden, C. V., (2014), “The value added statement – an appropriate instrument for Integrated Reporting”, *Accounting, Auditing & Accountability Journal*, Vol.27 No.7.
- Harvie, D., Lightfoot, G., Lilley, S. and Weir, K., (2020), “Social investment innovation and the ‘Social turn’ of neoliberal finance”, *Critical Perspectives on Accounting*.
- Lawrence, A.T. and Weber, J., (2020), *Business and Society: Stakeholders, Ethics, Public Policy*, McGraw-Hill Education.
- Roberts, R.W. and Bobek, D. D., (2004), “The politics of tax accounting in the United States: evidence from the Taxpayer Relief Act of 1997”, *Accounting, Organizations and Society*, Vol.29.
- Sunder, S., (2016), *Rethinking Financial Reporting Standards, Norms and Institutions*, now Publishers Inc.
- Zimmermann, J. and Werner, J.R., (2013), *Regulating Capitalism?: The Evolution of Transnational Accounting Governance*, Palgrave Macmillan.